

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 個人住民税の非課税限度額の引上げ

**Q** : 12年度の改正では、個人住民税の非課税限度額が引き上げられたそうですが、いくら引き上げられたのでしょうか。

**A** : 所得割・均等割についてそれぞれ1万円ずつ引き上げられました。

### 【解説】

個人住民税における所得割・均等割の非課税措置は、国民生活水準との関連で、特に、低所得者層の税負担に配慮を加える必要があるという趣旨に基づいて設けられているものです。

平成12年度の地方税制の改正では、個人住民税の所得割及び均等割の非課税限度額が次のように改正されました。

#### (1) 所得割の非課税限度額

##### ①改正前

所得金額 ≤ 35万円 × 家族数 + 加算額 31万円

##### ②改正後

所得金額 ≤ 35万円 × 家族数 + 加算額 32万円

#### (2) 均等割の非課税限度額

##### ①改正前

所得金額 ≤ 35万円 × 家族数 + 加算額 18万円

##### ②改正後

所得金額 ≤ 35万円 × 家族数 + 加算額 19万円

(1)及び(2)の家族数は、本人、控除対象配偶者、扶養親族の合計数で、加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算します。

この改正は、平成12年分以後の個人住民税について適用されます。



KIMIKO・I